

第 8 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 3 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 25 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 26 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 27 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 28 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による最低経営面積（別段の面積）の設定について
報第 7 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局次長兼係長 渡 辺 一 直 書 記 井 上 美佐子
6、会議録署名者	2 番 須田ひろ子 委員 3 番 奥村清治 委員
7、欠席議員	無
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 8 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、2 番 須田ひろ子委員、3 番 奥村清治委員を指名します。
議 長	それでは、議第 25 号 農地法 第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。
3 番奥村委員	申請地は、桑下ガソリンスタンドから約 300m の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、申請人は工場用地として借りて使用していましたが、今回譲り受けるというものです。誓約書、始末書については確認しました。 転用によって生じる付近の概要については 2 月 22 日現地確認を行いました。以上本事案の申請内容に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長	<p>申請地については、平成 29 年 12 月 27 日に農業振興地域農用地区域の除外が許可されています。</p> <p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に 2 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。</p>
3 番奥村委員	<p>申請地は桑下ガソリンスタンドから約 400m の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、会社の駐車場が不足するため、隣地を駐車場用地として会社社長が個人として譲受け、会社に貸すものです。</p> <p>誓約書、隣地承諾書、残高証明書は確認しました。地目は台帳、現況とも畑となっていました。現況は埋め立ててあり雑種地の様であったため、後日始末書が提出されました。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要については、2 月 22 日現地確認により行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容については問題ないと思いますので、皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、農地区分の判断としては、第 1 種農地に位置付けられていますが、(株)エス・ケイ・ワイの既存施設の拡張が 1/2 以内であるため、許可基準には該当しております。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 2 号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に 3 号事案について、12 番 山口委員 説明願います。</p>
12 番山口委員	<p>申請地の場所は、エコロードにある風見鶏から東へ 10m ほどの所です。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、店舗を大きくしたため、駐車場が必要となった。周辺緑化のため檜 150 本を</p>

12 番山口委員	<p>植林します。整地後、間引き等樹木の管理をします。貸人は高齢のため、耕作困難なため貸すことで話がまとまり申請されました。</p> <p>付近の概要は、北側は道路、南、東、西は一部畑もありますが、現況は山林です。雨水は自然浸透です。</p> <p>2月22日に現地確認を行いました。</p> <p>誓約書、委任状、始末書、通帳写しについても確認しました。</p> <p>以上から、本事案の申請内容には問題ないと思います。</p> <p>皆さんの審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられています。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に4号事案について、1番 亀井委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>本申請の使用貸人の娘婿が使用借人という関係で、実家近くの申請地を借りて住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、名鉄顔戸駅から東南に約300mで、平成29年12月27日付けで農業振興地域の除外が許可されています。</p> <p>西側は農業用の用水路、東は使用貸人の農地が残ります。北側は用悪水路で、申請地と用悪水路の間に使用貸人の農地が残ります。南側は町道です。</p> <p>上水道、下水道の接続は南側町道側です。敷地は町道より少し高くなるよう埋め立てられます。申請地西と北は法面、西側はブロック塀を設置されます。宅地内の雨水等は塩ビ管を設置し、北側用悪水路へ排水されます。北側、東側の法面の雨水は残地の内へ流れますが貸人了承済みです。</p> <p>残地農地、畦の管理については貸人借人ともに適正管理をしていただくようお願いしてあります。</p> <p>以上、皆様の審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
7 番田中委員	<p>残地は、農振の除外がされているのかいないのか、農地なのか農地でないのか確認したいのですが。</p>

事務局次長	<p>前任の農業委員の皆さんに除外審議をいただいております。その時の確認においては、残地は畑地として利用することを確認しております。</p> <p>一筆の内一部面積ですので、残地は農振農用地として残ります。</p> <p>本申請地については、宅地として除外申請、許可の後、転用申請があったとご理解いただければと思います。</p>
議 長	<p>他に質問ございますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地については、平成 29 年 12 月 27 日に農業振興地域農用地区域の除外が許可されています。</p> <p>申請地の地域につきましては、名鉄顔戸駅から 300m以内に位置しており、第3種農地に位置付けられています。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって4号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に5号事案について、9番 鍵谷委員 説明願います。</p>
9番鍵谷委員	<p>申請地は、東濃実業高校グラウンドの北東約 200m の伏見宮西地区です。権利を設定し、又は移転しようとする事由は、譲受人は現在アパート住まいで手狭になってきており、実家が申請地の近くにあり、この土地に家を建て、将来親子ともども楽に暮らしたいため申請に及びました。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地の概要は、北西は農地転用申請済みで、現在工事中であり、西側は住宅、南側は道路、東側は田、北側は、土地改良水路と道路です。</p> <p>下水は公共下水道に接続します。雨水は北側排水路に排水します。外周はコンクリート擁壁を埋設し、周囲に土砂、水を流出しないように施行されます。</p> <p>添付書類は、土地の位置図、設計図、隣地の承諾書、土地改良意見書、水資源公団同意書、関西電力同意書、誓約書、住宅ローン事前相談結果書、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要については、先月 22 日に現地の確認を行いました。</p> <p>5号事案の申請内容に、私は問題がないと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

議 長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の地域につきましては、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えているため第3種農地に位置付けられています。
議 長	採決に入ります。 5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって5号事案については適当と認め進達します。
議 長	次に6号事案について、10番 鍵谷委員 説明願います。
10番鍵谷委員	<p>申請地の場所は、伏見小学校より西へ約400m向かった南側です。権利を設定し移転しようとする事由は、譲渡人は北名古屋市中生活しており、耕作ができず、今後も耕作を行う見込みがないため、売却を検討していた。譲受人は、現在賃貸アパートで生活しているが、戸建て住宅の建設を考え、申請地付近で土地を探していた。今回、双方の間で売買の合意ができたためとなっています。</p> <p>転用によって生じる付近の概要は、東側は宅地、西側は畑（平成27年農地法5条許可済みの土地）、南側は土地改良区の排水路、北側は町道となっています。</p> <p>南側土地改良区の排水路法面はコンクリート処理されます。</p> <p>雨水は北側道路側溝へ排水、汚水は北側道路上の公共下水道に排水します。</p> <p>添付書類については、配置図、委任状、誓約書、ローンの事前相談の結果書、可児土地改良区同意書については確認しました。</p> <p>2月22日に現地確認も行いました。</p> <p>以上のことから、本事案の申請内容について、私は問題がないと思います。</p> <p>皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の地域につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。
議 長	採決に入ります。 6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって6号事案については適当と認め進達します。

議 長	次に、議第 26 号 農地法 第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。
議 長	1 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。
3 番奥村委員	申請地は、美佐野公民館から約 200m です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、離れを増築するためです。この場所は、畑を庭として使用していたため始末書が添付されています。 誓約書、残高証明書を確認しました。 転用によって生じる付近の概要については 2 月 22 日に現地確認を行いました。以上から、本事案の申請内容には問題ないと思えます。皆さんの審議をよろしく願います。
10 番鍵谷委員	以前に伺った際、進入路がないという話がありました。その後どうなっているか、お聞かせいただければありがたいです。
3 番奥村委員	この申請は離れであり、母屋からつながっています。
事務局次長	鍵谷委員のご質問については、除外申請時に、岐阜県可茂農林事務所からも確認要請があり、回答しています。 申請地、南側道路の隣接地とも申請者の所有地であり、進入路、道として筆を確保するわけではなく、接道していると解釈することを確認しています。 道路に面している部分に農業用倉庫と池がありまして、その間を進入路とすることを確認していること、ご報告させていただきます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地については、平成 29 年 12 月 27 日に農業振興地域農用地区域の除外が許可されています。 申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。
議 長	採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案については適当と認め進達します。

議 長	次に2号事案について、事務局 説明願います。
事務局	<p>平成29年11月2日開催、第4回農業委員会総会において審議保留とした件です。</p> <p>保留の理由は、審議を行う段階で、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う地元説明や排水計画等、町との事前協議がされておらず、届出が受理されていなかったことによるものです。</p> <p>今回、申請者から、条例に基づく届け出がなされたことから、再度ご審議いただくものです。</p> <p>申請内容についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、国道21号線大庭交差点より北北西約500m。近くにはダイケア施設「はなたま」があります。</p> <p>申請地は台帳・現況とも畑で、三段の段々畑です。</p> <p>申請人は自営業のため、耕作の時間が確保できず、申請地は休耕状態が続いており、今後も耕作再開の見通しがいいことから、土地の有効活用を図るため、太陽光発電施設の設置を行うものです。</p> <p>隣接地は、北は申請人所有の畑、東は山林、南は道路、西は畑です。</p> <p>条例の届出では、排水は自然浸透で、防草シートを施行されます。排水対策として外周に30センチの小堤を設け、申請地内を浸潤池として利用する旨の届出となっており、現地確認の際に説明のあった通りでありました。また、地元説明については自治会長への説明を行っていることを確認しました。</p> <p>以上が説明となります。</p> <p>皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
11番奥村委員	自治会長への説明だけで許可されますか。部落への説明は必要ではないですか。
事務局	条例に基づく届け出の内容としては、自治会長が全員を寄せての説明会の開催は不要であるとの判断をされた、との記載であり、受領しております。
事務局次長	<p>条例上の地元説明の解釈が、人を集めるものなのか、回覧板を使って説明したとみなすのか、自治会長への説明をもって地元説明とみなすのか、あいまいな部分がございます。</p> <p>今後、条例上の解釈を明確化する流れになっております。現在はここまでの解釈で条例上の届出が受理されていることをご理解いただきたいと思います。</p>

議 長	事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。
議 長	採決に入ります。 2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 2 号事案については適当と認め進達します。
議 長	次に 3 号事案について、9 番 鍵谷委員 説明願います。
9 番鍵谷委員	申請地は、顔戸地区ぼっぼ館より西に 200m の所です。 転用事由について、申請人は二男であり、現在親と同居しておりますが、近い将来長男家族が現住所地に帰ってくるので、申請地に住宅及び庭を造りたいので申請に及びました。 付近の土地の概要は、東側は申請人の田、南側は道路、西側は農業排水路、北側は田である。 雨水排水は、西側農業用排水路に排水します。汚水排水は公共下水道に接続し排水します。 外周にコンクリート擁壁を埋設し、周囲に土砂、水を流出しないように施行されます。 添付書類は、土地の位置図、設計図、誓約書、隣地の承諾書、水利組合同意書、住宅ローン事前審査結果書、銀行残高証明書、委任状が提出されています。 転用によって生じる付近の土地の概要は、先月 22 日に現地確認を行いました。 以上から、本事案の申請内容に私は問題ないと思います。 皆さんの審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地については、平成 29 年 12 月 27 日に農業振興地域農用地区域の除外が許可されています。 申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。
議 長	採決に入ります。 3 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 3 号事案については適当と認め進達します。

<p>議 長</p>	<p>次に、議第 27 号 農地法 第3条 第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可についてを議題とします。 事務局 朗読願います。</p> <p>本議案は 9 番 鍵谷委員に関係しますので、9 番鍵谷委員は農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (9 番 鍵谷委員 退席)</p> <p>1 号事案について、11 番 奥村委員 説明願います。</p>
<p>11 番奥村委員</p>	<p>申請地の場所は、伏見児童館から東へ 100m の山田地区です。 権利を設定し、又は移転しようとする事由は、譲受人は申請地の近隣に住居があり、譲渡人との話ができたので買い受けることとなった。所有権移転、引き渡し時期は許可があり次第です。 現在は竹が茂っていますが、伐採して畑に整備します。譲り受ける畑は、申請者の家の北側隣地です。 権利を設定、移転しようとする当事者が現に所有し、使用する土地、農機具の保有状況、営農計画、誓約書、確約書等の確認を行いました。 現地確認は、推進員の梅田さんと先月 17 日に行いました。 以上のことから 3 条申請の申請内容には問題ないと思います。皆さんの審議をおねがいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて 梅田委員 現地の状況等 説明願います。</p>
<p>梅田委員</p>	<p>17 日に現地確認を行いました。営農計画等問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案については適当と認め許可します。</p> <p>審議終了いたしましたので、9 番 鍵谷委員の着席を認めます。 (9 番 鍵谷委員 着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第 28 号 農地法 第3条 第2項 第5号の規定による 最低経営面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。 事務局 朗読・説明 願います。 (事務局 朗読・説明)</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第 28 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員 であります。 よって議第 28 号については可決します。</p>
議 長	<p>報第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項 の規定による届出につい て事務局報告願います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 32 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを  
証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

2 番

---

3 番

---